5　官房長等は、自衛官以外の隊員（第十項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として防衛大臣の定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該自衛官以外の隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

6　官房長等は、次に掲げる自衛官以外の隊員（育児短時間勤務隊員を除く。以下この項において同じ。）について、休養日並びに始業及び終業の時刻について、自衛官以外の隊員の申告を考慮して、第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第四項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。

一・二　［略］

7～10　［略］

11　官房長等は、前項の規定により休養日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の休養日（育児短時間勤務隊員にあつては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日、定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては八日以上の休養日）を設け、及び当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間（当該育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情（育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務隊員及び定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、八日以上）の休養日を設け、又は当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である自衛官以外の隊員について、防衛大臣の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で休養日（育児短時間勤務隊員にあつては、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日）を設け、及び当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間（当該育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）を割り振る場合には、この限りでない。

12～14　［略］

（年次休暇）

第四十七条　［略］

2　［略］

5　官房長等は、自衛官以外の隊員（第十項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として防衛大臣の定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該自衛官以外の隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

6　官房長等は、次に掲げる自衛官以外の隊員（育児短時間勤務隊員を除く。以下この項において同じ。）について、休養日並びに始業及び終業の時刻について、自衛官以外の隊員の申告を考慮して、第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第四項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。

一・二　［同上］

7～10　［同上］

11　官房長等は、前項の規定により休養日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の休養日（育児短時間勤務隊員にあつては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日、再任用短時間勤務隊員等にあつては八日以上の休養日）を設け、及び当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間（当該育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情（育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務隊員及び再任用短時間勤務隊員等にあつては、八日以上）の休養日を設け、又は当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である自衛官以外の隊員について、防衛大臣の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で休養日（育児短時間勤務隊員にあつては、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日）を設け、及び当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間（当該育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）を割り振る場合には、この限りでない。

12～14　［同上］

（年次休暇）

第四十七条　［同上］

2　［同上］